

## 中間見直しの作業工程案

### 1. 見直しの工程

(1) 国からの通知（スケジュールイメージ）

国	地方自治体
<b>【春ごろ】</b> 基本指針等の改正 <b>【夏ごろ】</b> 教育・保育の量の見込みの改定状況の取りまとめ（最終集計）	<b>【4～6月】</b> 市町村において、教育・保育の確保策等の見直し作業 <b>【秋から冬】</b> 市町村において、子ども・子育て支援事業計画の改定作業 <b>【年度末】</b> 計画の見直し作業終了

(2) 本市での作業工程

本日を含め全3回の全体会にて、計画の中間見直しについて議論してはどうか。

7月7日	第1回会議	量の見込みに関する見直し数値の提示
10月頃	第2回会議	確保方策の議論
2月頃	第3回会議	中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の確定

### 2. 見直しの範囲

近江八幡市子ども・子育て支援事業計画、第1章1-2「計画の期間」において、

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、「子どものための教育・保育給付」の支給認定量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。ただし、中間見直しを行った場合でも、計画期間については、当初の平成31年度までとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
近江八幡市子ども・子育て支援事業計画				
必要に応じ見直し			見直し	

と定めています。そのため、需要見込みに対して乖離がある『整備計画』部分のみ、中間見直しを議論してはどうか。

#### 近江八幡市子ども・子育て支援事業計画

- ①子ども・子育て支援法に基づく、需要把握による『整備計画』 <第4章>  
一部のみ中間見直しを行う（詳細は「資料5」参照）
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく、総合的な『行動計画』 <第5章>  
中間見直しは行わず、進捗・推移の経過確認のみとする